

# 日刊 動労千葉

83. 7. 13

No. 1389

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九二五〇六（公衆）〇四七二二七二〇七

# 「6・12 デッチ上げ事件」で控訴 三君の無罪獲得まで闘いぬく

## 当局・動労「本部」革マル一体と なつた「解雇攻撃」を粉砕しよう

~~~~~

千葉地裁山中裁判長は、五月二十日、「6・12 デッチ上げ告訴事件」判決公判において、片岡、吉岡両君に対し罰金五万円、篠塚君には、同じく四万円という反動判決を行った。  
この反動判決は、動労「本部」革マルと国家権力が一体となつて創作したデッチ上げ事件を容認し、動労千葉への組織破壊をのみ狙つて「有罪」をこじつけるといふ全くの政治的弾圧である。われわれは、このような不当弾圧を許さず、三君の無罪獲得、職場復帰をかちとるため、直ちに東京高裁に控訴し、断固として闘い抜く決意を固めている。

~~~~~

### 矛盾だらけの「判決理由」

#### —— 政治的弾圧のみが目的 ——

そもそも本件事件は、動労「本部」革マルが告訴発路線に基づき、用意周到に準備して、六月一三日、千葉県警・船橋署にタレコミ・デッチ上げたものである。

この告訴・告発を受理した県警・船橋署は、千葉地検とはかり、階級闘争を果敢に闘う動労千葉に対し、日頃より階級的憎悪を燃やしていたが故に、渡りに船とばかりに強制捜査にふみこみ、不当にも六名を逮捕し、そのうち三君を起訴したものである。

山中裁判長は、判決文の「量刑の事由」の中で、「本件告訴の目的を斉藤・嶋田らは、労働運動における安全、暴力排除にあると供述しているが、動労『本部』側の組織防衛ないし動労千葉に対する組織攻撃をはかる手段としての面のあることがうかがわれる」と述べ、また本件は動労千葉側によつて、「事前に計画的になされたものではなく、ハプニングとして発生したものである」と述べている。

しかし、にもかかわらず、「罪となるべき事実」の項になると、一転して、「被告人らは、斉藤・嶋田らに対して日頃の憎しみも重なり、互に意を通じ、共同して暴行を加え、津田沼電車区内より排除しようと企てた」として、無理矢理「現場共謀」なる理由をこじつけて、処罰を下してきたのである。

このような明らかに論理矛盾した判決を出さざるを得なかつた原因は、「とにかく三君の有罪」を前提とし、そのあとで、判決理由を何とかこじつけて、判決文を作成したためとしか云いようがない。山中裁判長が、検察当局・動労「本部」革マルにおもねた反動判決であることは明らかであり、厳しく糾弾しなければならない。

### 三君の不当解雇攻撃を粉碎しよう

#### —— 権力・当局・「本部」革マルの反動の連合をうちくだこう ——

一審の有罪判決をテコに動労「本部」革マルはまたぞろ「三君の解雇」処分を国鉄当局に要請してきている。

現在、動労「本部」革マルは、「情勢は冬の時代だから闘うべきではない」との規定づけを行い、全ての合理化政策に率先協力し、文字通り当局の尖兵としての役割を果たしている。そして彼等は、これらの当局との対決から組合員の目をそらすため、敵を労働者の中に見い出し、階級闘争を闘う労働組合⇨動労千葉の組織破壊を唯一方針化し、なりふりかまわず攻撃してきているのである。

このような状況にふまえて、国鉄官僚の一部は、動労「本部」革マル・松崎の哀願を受け入れ、同時に国鉄労働者の戦闘的部隊である動労千葉の組織破壊を意図して三君に対する解雇攻撃を画策しているのである。

われわれは、このような国家権力・国鉄当局・動労「本部」革マルの三位一体となつた組織破壊攻撃を断固としてはねのけ、不当処分を粉砕して三君の職場復帰を絶対にかちとらなければならない。

本部は、かかる反動判決を許さず、三君の無罪獲得・職場復帰をかちとるため、弁護団と協議し、五月二三日東京高裁に控訴した。

「6・12 デッチ上げ告訴事件」の闘いの場合は、東京高裁に移りますが、一審の公判闘争と同様、一三〇〇組合員の総決起を要請します。

（動労千葉 法対部）